## 平成23年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招	集	年		1	日	平成2	23年	4月2	25日	(月	)	月催場	所	役場	易第2	2会言	義室
招	集	Ė	日		時	開	会	平	成2	3年	-4月	25日	午	後2	時.	30 s	>
						閉	会	平	成2	3年	-4月	25日	午	後4	. 時		
						1	金	城	,	_	智	7	米	須	į ;	清	和
						2	山	田		重	実	8	神	山	)	康	賢
出	席		委		員	3	喜	屋	武	利	直	9	與	那	嶺	勝	也
	16					4	大	城	4	豊	喜	10	真	榮	田		勲
						(5)	山	城	ζ		力	1	座	間	味	栄	哲
						6	金	城	ζ		智						
欠	席多	<b>秦</b>	員者	番	号										i		72
議	事録	署	名	委	員	3	喜	屋	武	利	直	7	米	須	į	清	和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 議案の宣告について

議 長 (開会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成23年度第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 出席委員は11名全員出席しているので、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したと
	おりです。
議長	これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記
(日程第1)	及び議事録署名委員の指名については、議長が指
	名したいと思いますが異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	N.
議長	異議なしと認め、書記には安里さゆりさん、議事録署
	名委員には、③番 喜屋武利直 委員、⑨番 與

	即告除上 专只土地力1十十
	那嶺勝也 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	(日程第2)会期の決定について、本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定しました。
議 長 (日程第3)	議案の宣告をいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第2号 非農地証明願について 議案第3号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について 以上です。
	本日、提案された議題第1号から議案第3号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが5件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	(5) (4) & (5)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査 のため、暫時休憩いたします。
	休憩(現地調査)午後3時 再開 午後3時40分
議長	休憩前に引き続き、再開します。
	それでは、ただいまより議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは私の方から議案第1号農用地利用集積計画の意見決定について説明します。お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明) 以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。以上です。  (質疑なしの声あり) 議長 議案第1号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり) 議長 議案第1号について異議ございませんか。 (異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことについて可否を求めます。以上です。				
の内容を説明) 以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。以上です。  (質疑なしの声あり) 議長、議案第1号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり) 議長、議案第1号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議長、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説を議題とします。事務局の説明をお願いします。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	事	務	局	計画の意見決定について説明します。
業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。 以上です。  議 長 ただ今、議案第1号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。  (質疑なしの声あり)  議 長 議案第1号について異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
議 長 ただ今、議案第1号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり) 議 長 議案第1号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 続きまして、議案第2号 非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				以上の計画内容は、経営面積·従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認
が、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり) 議長 議案第1号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				思われます。以上です。
が、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり) 議長 議案第1号について異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
議 長 議案第1号について異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。  (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	議		長 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
議 長 議案第1号について異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。  (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				(# kg + 1 o + + h)
(異議なしの声あり)  議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				(質疑なしの戸あり)
(異議なしの声あり)  議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	議		長	議家第1号について異議ざざいませんか
議 長 異議なしと認め、議案第1号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	पन्य			一般 朱 グープ に フィー・テー酸 ここ マ よ こ / 0 / 0
決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				(異議なしの声あり)
決決定いたします。 続きまして、議案第2号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
を議題とします。事務局の説明をお願いします。  事務局 続きまして、議案第2号非農地証明願について説明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)  以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	詳		長	
明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容 を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法 第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
明します。お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容 を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法 第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
を説明) 以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法 第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと	事	務	局	
第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと				
				第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないこと

~ 12	=	
議	長	
		明が終わりましたが、事務局説明・現地調査報告等
		にご質 問·ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第2号非農地証明願について異議ございませ
		んか。
		(異議なしの声あり)
 議	長	議案第2号については、異議なしと認め、原案通り可
04%		決決定いたします。
		│ │ 続きまして、議案第3号「今帰仁村農業振興地域
		整備計画の意見決定について」は、農業委員会活
		に関する第24条に、わた〈し議長 神山康賢が該当
		に関する第24条に、わたに戦化。14日 塚貫が改当   しますので、一旦退席し、代わって議長を、職務代理
		山田 重実 委員を指名します。
		田田 里美 安貝で相石しより。
		(美尼油), 康堅 沿座)
		(議長 神山康賢 退席)
朏 孜 /	<b>华</b> 珊	それでは、私の方から進めたいと思います。
職務付	八连	
		議案第3号「今帰仁村農業振興地域整備計画の
		意見決定について」事務局より説明をお願いします。
士 ル	. 12	关 虚 放 O 口 「 人 川
事 務	局	議案第3号「今帰仁村農業振興地域整備計画
		の意見決定について」説明します。
		お手元の資料6ページをお開き下さい。
		(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の
		内容を説明)
		今回申請がありましたのは、番号1番から2番の計2
		件でございます。
		番号1番について説明します。当申請地は、県道
		改修に伴う農地買収において発生した潰れ地では

	り、面積も小さく、また今後農地として利用する事が無
	い場所であります。申請者は拝所を建設予定であり
	ます。
	番号2番について説明します。当申請地は農業振
	興地域農用地域外から農業用施設用地に用途変
	更する物でございます。申請面積が2アール未満の
	為、農地法施行規則第32条第1項の「農地の転用」
	の制限の例外」に該当するため、農地法の許可申
	請は必要ございません。
	以上です。
議長代理	ただ今、議案第3号についての説明が終わりました
	が、事務局説明·現地調査報告等に、ご質問·ご意
	見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
	(XM &CV) W)
送巨从珊	議案第3号について異議ございませんか。
<b> </b>	
	(田洋ナルの主ナル)
	(異議なしの声あり)
74 E 11 -m	学中姓自己 一
議長代理	
	可決決定いたします。
	それでは、議長神山康賢の除斥を解除します。
議長	これにて本日の日程は、すべて終了しましたので、平
	成23年度第1回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後4時
	会長 神山康賢 印
	議事録署名委員
	印
	ÉP